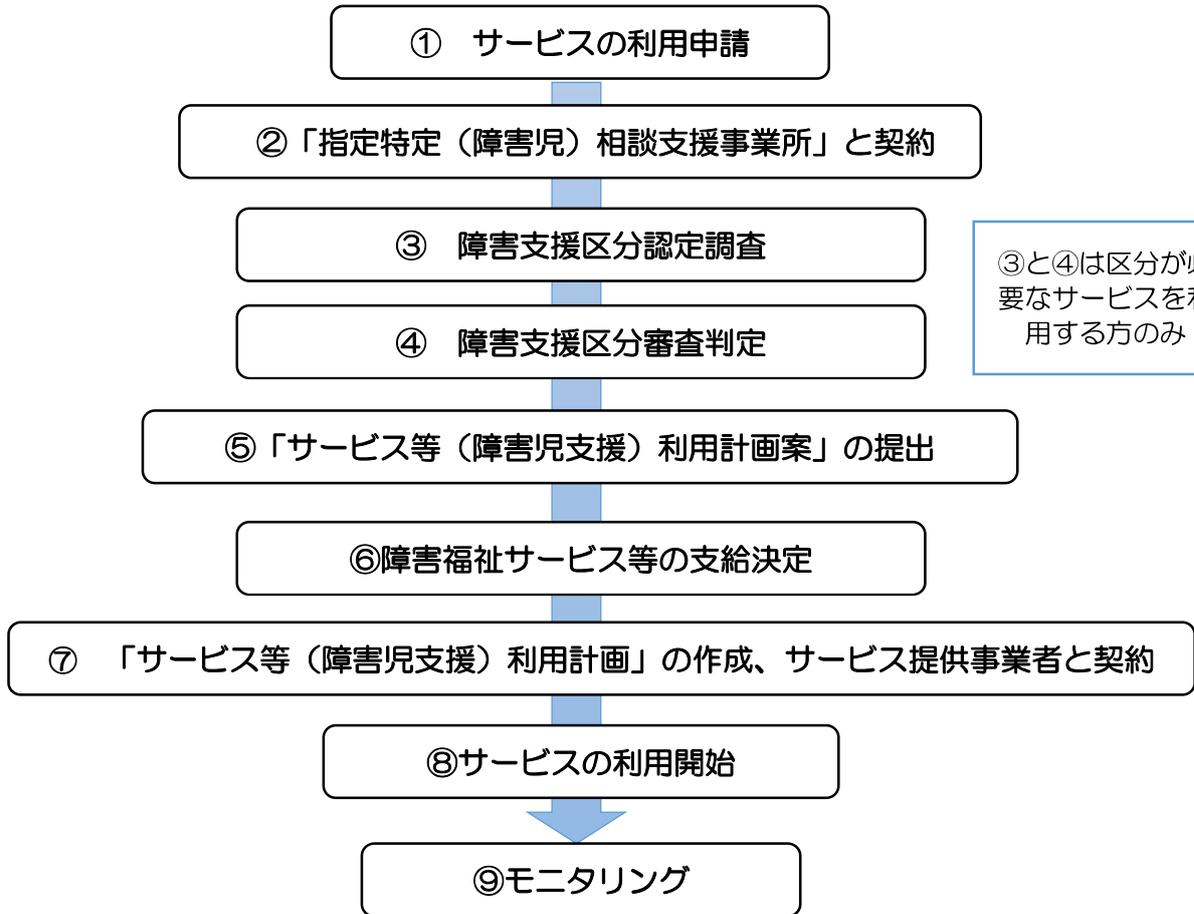


サービス利用までの流れ（かっこ書は障害児支援）



③と④は区分が必要なサービスを利用する方のみ

始良市内の相談支援事業所

事業所	事業所電話番号	事業所住所	計画相談	
			者（大人）	児童
ウイングプランセンター	0995-73-3913	始良市東餅田1442-1	●	●
鹿児島サン・ヴィレッジ始良相談支援事業所	0995-66-3990	始良市平松1180番3	●	
生活支援センターさちかぜ	0995-62-3051	始良市西宮島町5-1	●	●
セカンドプレイス	0995-65-2121	始良市平松1230番地3		●
相談支援事業所 Atena	0995-67-8787	始良市船津2594番地2	●	●
相談支援事業所カトリア	0995-73-6131	始良市東餅田2607	●	●
相談支援事業所ともしび	090-9561-7218	始良市中津野416番地1	●	●
相談支援事業所 はなまる	080-9816-1850	始良市加治木町木田3979番1-1F		●
相談支援事業所 はる	090-2157-4294	始良市東餅田2307番地13		●
相談支援事業所 Prism	0995-73-4617	始良市西餅田1925番地12 2階	●	●
相談支援事業所 リジョイス	0995-56-7307	始良市宮島町27番地13	●	●
相談支援事業所 わかば	0995-55-8989	始良市加治木町木田1125-1 ラポールヴィラ101	●	
地域生活支援事業所アシスト	0995-73-5842	始良市平松6488番地	●	
Becoming相談支援	090-9820-3057	始良市西餅田397-3 プライムサイドB	●	●

① サービス利用申請

- ・ 申請者は障害福祉サービス等に係る利用申請書を市窓口へ提出します。

② 「指定特定相談支援事業所」と契約

- ・ 申請者は計画相談支援の提供について、「指定特定（障害児）相談支援事業所」と利用契約を行います。
- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、障害支援区分の認定後、「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

③ 障害支援区分認定調査（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害児は不要）

- ・ 市は、申請者に対し、障害支援区分認定調査・概況調査・サービス利用の意向調査を行います。

④ 障害支援区分審査判定（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害児は不要）

- ・ 市は、障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の審査判定を依頼します。その後、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

⑤ 「サービス等（障害児支援）利用計画案」の提出

- ・ 申請者は、「指定特定（障害児）相談支援事業所」が作成した「サービス等（障害児支援）利用計画案」を市窓口へ提出します。（指定特定（障害児）相談支援事業所が市に直接提出することもできます。）

⑥ 障害福祉サービス等の支給決定 受給者証交付

- ・ 市は、「介護（障害児通所）給付費等支給決定通知書」及び「計画（障害児）相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定し、併せて、「福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

⑦ 「サービス等（障害児支援）利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者と連絡調整を行い、「サービス等（障害児支援）利用計画」を作成し、申請者に交付します。
- ・ 申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

⑧ サービスの利用開始

- ・ 申請者は、「福祉サービス受給者証」をサービス提供事業者へ提示し、サービスを利用します。

⑨ モニタリング

- ・ 「指定特定（障害児）相談支援事業所」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。その際に、新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。